

平成 29 年 8 月 22 日

関係団体ご担当者各位

日頃より、特定行為に係る看護師の研修制度の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

先日、平成 29 年 8 月 18 日付け事務連絡「医療計画における看護師の特定行為研修の体制の整備について」に関しまして、ご連絡させていただいたところですが、資料に一部差し替えがございましたので、お詫びしますとともに、差し替えの資料をご送付させていただきます。

お手数をおかけし申し訳ございませんが、ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

**【修正箇所】**

別添「看護師の特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた計画作成に当たっての留意事項」 2 特定行為研修制度の現状等（3 行目）

旧：「なお、平成 28 年 3 月末時点において特定行為研修を修了した看護師（以下「修了者」という。）は 583 名である。」

↓

新：「なお、平成 29 年 3 月末時点において特定行為研修を修了した看護師（以下「修了者」という。）は 583 名である。」

厚生労働省医政局看護課  
看護サービス推進室

## 看護師の特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた 計画作成に当たっての留意事項

### 1 特定行為研修制度の趣旨

特定行為に係る看護師の研修制度（以下「特定行為研修制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から実施されている。

特定行為研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としている。

### 2 特定行為研修制度の現状等

現在、特定行為研修を実施する指定研修機関は 54 か所（29 都道府県）であり、共通科目及び区分別科目の実習を行う指定研修機関・協力施設は約 320 か所（46 都道府県）である。なお、平成 29 年 3 月末時点において特定行為研修を修了した看護師（以下「修了者」という。）は 583 名である（別紙参照）。

修了者は、急性期医療や慢性期医療、在宅医療等の各々の場で、患者の状態を見極めて、適時に看護を提供する等の活躍が期待され、多くの看護師が働きながら身近な場所で研修を受けられる研修体制の整備が必要である。

このため、各都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、指定研修機関及び実習を行う協力施設等の確保を進める必要がある。また、特定行為研修の受講者を確保し、修了者に医療現場等で活躍していただくため、医療関係者等に対して、積極的に周知を行い、特定行為研修制度の認知度の向上を図っていくことが必要である。

### 3 計画の作成に当たっての留意事項

特定行為研修制度に係る研修体制の整備に向けた計画（以下「計画」という。）の作成に当たっては、地域の実情を踏まえて作成するよう、事前に、地域の関係団体等と十分な意見調整を行うとともに、以下に留意すること。

#### (1) 特定行為研修制度の普及状況の把握

研修体制を整備するに当たって、地域における特定行為研修の普及の現状を客観的に把握すること。

（現状の把握に必要な情報の例）

- ・ 指定研修機関数、実習を行う協力施設数

- ・修了者数（総数、特定行為区分別、就業場所別等）
- ・修了者の現在の活動状況
- ・特定行為研修の受講希望者数等のニーズ
- ・指定研修機関の指定申請の意向、等

## (2) 課題の抽出

「(1)特定行為研修制度の普及状況の把握」で収集した情報により把握した数値から明確となった現状について分析を行い、研修体制の整備における課題を抽出すること。

その際、医療機関の分類や特定行為区分毎の受講ニーズ、地理的状況、交通アクセス等の地域の実情を踏まえて、課題を抽出すること。

## (3) 数値目標

研修体制の整備について、事後に定量的な比較評価を行うことができるよう、「(2)課題の抽出」で明確にした課題に対して、地域の実情に応じた目標項目及びその数値目標並びに目標達成に要する期間を設定すること。

なお、達成可能な目標だけを設定するのではなく、真に研修体制の整備における課題を解決するために必要な目標を設定すること。

(目標の例)

- ・指定研修機関数（定員数）
- ・実習を行う協力施設数
- ・特定行為研修の定員数（特定行為区分ごと）、等

## (4) 施策

目標の達成には、課題に応じた施策及び事業を実施することが重要である。「(2)課題の抽出」に対応するよう、「(3)数値目標」で設定した目標を達成するために行う施策及び事業を立案すること。

(施策及び事業の例)

- ・特定行為研修に係る支援事業（受講料の補助、代替職員の確保の経費の補助等）
- ・指定研修機関及び実習を行う協力施設を確保することを目的とした関係団体（者）との会議の場の設置、運営等に係る事業

## (5) 評価

計画の実効性を高めるためには、計画の進捗について評価を行い、必要に応じて計画の内容を見直すことが重要である。このため、あらかじめ評

価を行う体制を整え、計画の評価を行う組織や時期を明確にすること。この際、少なくとも施策の進捗状況の評価については、1年ごとに行うことが望ましい。また、数値目標の達成状況及び現状把握に用いた指標の状況について、少なくとも3年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、都道府県は計画を変更することとする。